

自分の体のしくみを知っていますか(不妊症編)

女性は生まれた時から死ぬまで母性を持っています。女性が自分のからだを大切にすることは勿論、社会全体としても母性を損ね、害するものから母性を守る必要があります。

2021年の人事院勧告時の公務員人事管理に関する報告の中で、人事院は不妊治療休暇制度を新設すると言及しています。新制度は男性も取得可能です。今回は男性の皆さんも一緒に**不妊症とその治療法、新制度**について学習しましょう。

まずは不妊症とその治療法について学習をしましょう。

(参考:公益社団法人日本産科婦人科学会 HP より)

<不妊症って>

日本産科婦人科学会では、「妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしているにもかかわらず、1年妊娠しないもの」と定義しています。女性に排卵がなかったり、子宮内膜症を合併していたり、過去に骨盤腹膜炎などにかかったことがあったりすると妊娠しにくいことが分かっています。また、男女とも加齢により妊娠が起こりにくくなることも知られています。

不妊のカップルは約10組に1組と言われていたますが、近年、妊娠を考える年齢が上昇していることもあり、この割合はもっと高いとも言われています。

<不妊の原因って？>

主な原因としては、毎月しっかりと排卵が起きない排卵障害や、受精卵の通り道である卵管が閉塞していることや、男性因子として精子が少ないあるいは運動率が低いなどが挙げられます。

ただ原因が分からない、いわゆる「原因不明不妊」も最近多くなっています。原因不明とされる不妊患者の多くが抱えている問題、それが「卵子の老化」です。

日本産科婦人科学会の統計によると、女性の年齢が35歳を過ぎると妊娠率や出産できる割合は明らかに低下し、逆に妊娠されても流産となる割合が増加します。特に40歳を過ぎるとこの傾向はより顕著に表れます。これは「卵子の老化」が原因と考えられています。



ひとこと： そのほかにも子宮筋腫、子宮内膜ポリープ、子宮頸管炎などの原因が考えられます。

不妊症かなと思ったら、まずは健康であることを確認し、人生のプランをたてるために、産婦人科医にご相談されることをおすすめします。(公益社団法人日本産科婦人科学会 HP より引用)

<不妊治療って？>

原因が特定できた場合は、それぞれに原因に応じた治療を行います。

排卵障害	タイミング法や人工授精
卵管狭窄、閉塞	卵管癒着剥離術や卵管形成術で卵管を開通させるか、体外受精
乏精子症	男性側の治療を行ったり、人工授精や体外受精
無精子症	精管閉塞がある場合は精路再建手術を行うか、精巣精子再手術＋顕微授精

原因がわからない場合は、排卵と受精を補助する治療を行います。

一般的には、タイミング法→人工授精→体外受精というように、数周期で妊娠しない場合に治療法をステップアップさせていきます。

タイミング法	最も妊娠しやすいと言われている時期に性交を持つようにする方法。 排卵日の前後に数回の通院が必要。
排卵誘発法	内服薬や注射で排卵を促す方法。
人工授精	採取した精液から良好な精子を取り出して、最も妊娠しやすい時期に子宮内に注入する方法。
体外受精	(生殖補助医療の一つ)膣の方から細い針を穿刺して卵巣から卵子を取り出し、体外で精子と受精させ、数日後に子宮内に受精卵(胚)を戻す方法。
顕微授精	(生殖補助医療の一つ)精子の数が極端に少ない場合や精子が多くても運動量の悪い精子が多い場合に行う卵子の中まで精子を注入する方法

<不妊治療にかかる費用は？助成は？>

不妊治療では、タイミング指導や不妊スクリーニング検査など医療保険が適用される部分はごくわずかで、人工授精や体外受精は自費診療、すなわち患者の全額負担となります。

昨年、厚生労働省の「子ども・子育て支援推進調査研究事業」の一貫として行われた不妊治療を行っている全国の医療機関に対するアンケート調査結果では、治療にかかる実際の費用が明らかとなり、自費診療である不妊治療費は施設によっておおきな差があることが分かりました。

ひとこと：調査結果によると人工授精は5000円から5万円以上と施設によりまちまちで、体外受精も安いところでは20万円、高いと90万円を超えています。平均すると、多くの医療機関が1回の体外受精にかかる料金を約50万円に設定しています。



政府は2022年4月から不妊治療に公的医療保険を適用する方針です。

それまでの間、助成金事業を拡大し、これまであった所得制限を撤廃し、妻の年齢が43歳未満であれば誰でも受けられるようになりました。助成額も以前は初回のみ30万円、以後は15万円だったのに対し、40歳未満であれば1子ごとに1回30万円を6回まで、43歳未満は3回まで助成を受けられることになりました。これは法律婚だけでなく事実婚の夫婦にも適用されます。

※国の助成制度の他にも市区町村等でも独自に助成事業を実施している場合があります。



次に新たに制度化される「不妊治療のための特別休暇（不妊治療休暇）」について学習をしましょう。

人事院は休暇新設の理由として以下の三点をあげています。

- ① 2021年1月から2月にかけて一般職の国家公務員を対象としたアンケートを実施したところ、不妊治療と仕事の両立を支援する措置について、職員のニーズがあること等が確認でき、有識者からも、仕事を続けながら治療を受けられることができる環境の整備が重要であるとの意見があったこと。
- ② 我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しており、昨年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」においては、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進することが掲げられていること、不妊治療と仕事の両立を支援する助成金が設けられるなど、民間企業における取組を促進するための各種施策が講じられ、不妊治療への保険適用拡大に向けた検討も進められているなど、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いと考えられること。
- ③ 地方公共団体においては、不妊治療のために使用できる特別な休暇等を措置している団体が一定数あること。

<新設される不妊治療休暇の内容は？>

休暇の期間…原則として1年につき5日。体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた日数の範囲内。

休暇の単位…1日又は1時間。

※非常勤職員にも適用（もちろん有給）

※あわせて、周知啓発等を行い、不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図っていくとしています。

施行日…2022年1月1日

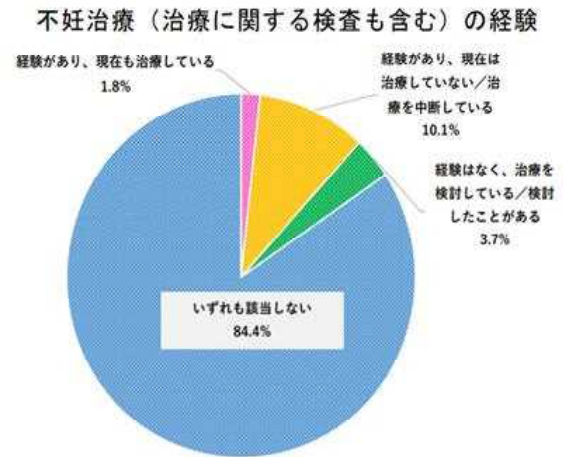
<こんなときこそ労働組合の出番です>

不妊治療について、人事院が休暇制度を設けることに踏み切ったことは、この間の私たちのとりくみの成果です。独自のアンケート等を行い、多くの職場からの声を人事院交渉で伝えてきました。この成果を多くの人にひろげ、みんなの力で勝ち取ったことを報告しましょう。

これからは必要な人が必要な時に、制度を気兼ねなく使えるようにすることが大切です。

人事院が実施したアンケートでは、不妊治療の経験がなく、検討もしていない割合が約85%となっており(右図参照)、今後の課題として不妊治療にかかる周知、啓発および研修などで受けやすい職場環境の整備をはかっていくとしています。

不妊治療にかかわってのセクハラ事案が職場で起きている報告などもされているように、プライベートな問題である不妊治療への理解を深めるとりくみをすすめて、人員増をはじめとする職場の体制問題も含めて治療を受けやすい環境の整備を求めていきましょう。そうしたとりくみなどがハラスメントの防止にもつながるものと考えます。



—女性協が集約した不妊治療休暇についての要求アンケートから一言—

「職場の理解を深められるよう、環境作りが必要だと思います。取得する側のプライバシーも十分に守られるよう、添付書類は最小限にとどめて欲しいです」「治療に関して、周囲の目を気にしないで休暇取得ができるような職場体制整備についても要求が必要」「制度は非常にありがたいですが、一番大事なものは職場での理解だと思うので、今後も啓発を続けていただきたいです」

こんなときこそ労働組合、女性協・女性部の出番です。

不妊治療は女性だけの問題ではありません。家族の問題としてパートナーと話し合うこと、仕事との両立について職場での理解を求め、組合としてもいろいろな場面での啓発が必要です。



女性協は「グチも磨けば要求になる」という先輩たちの言葉をつないでいます。

みんなで集まって話せば、職場の要求が見えてきます。その声を集めて、みんなで、諦めずに当局に職場環境の改善を求めていきましょう。そのためにも、日頃から悩み、愚痴、苦勞話、笑い話などなんでも話せる仲間作りをしましょう。しゃべるだけでスッキリすることも。

誰もが辛い時はいつでも休める体制、人員配置を求め、みんなが健康で笑顔で働き続けられる職場をめざしましょう。